

京都産業大学法務研究科の歩みと法学教育

佐藤 誠

はじめに

平成十六年（二〇〇四）に開設された京都産業大学法務研究科は、平成二十七年（二〇一五）三月に翌年度以降の募集停止を発表した。平成三〇年度（二〇一八）の在学生は三名であり、平成三〇年度をもって全ての学生が修了する予定であり、同時に法務研究科は廃止されることとなる。

これまでの法務研究科における法学教育の成果は、法務研究科で授業を担当した各教員の今後の法学教育において活用されるであろうが、少人数のアクティブラーニング科目の充実が図られようとしている今後の法学部における法学教育においても活用できるものがあると思われる。もちろん、受講者数の多い法学部の大講義に少人数の双方向型授業中心の法務研究科の授業手法はなじまないであろう。しかし、法務研究科において各教員が担当する授業について各自で、あるいは分野別に関連する科目担当者間で、さらには法務研究科全体として取り組んできた授業内容や授業方法の改善工夫の蓄積は、少人数の演習や法科大学院進学を希望する学生も受講するリーガルライティング科目などの科目において活用できるものも多いと思われる。そのため、法務研究科における法学教育に関する授業改善の成果を広く共有可能な形でまとめておくことが有用であると考え。

本稿は、京都産業大学の50周年を記念する50年史の部局史として執筆した京都産業大学大学院法務研究科部局史を元に、法務研究科に携わった教員の授業改善の取り組みと成果について加筆し、今後の法学部教育への活用に向けた資料とすることを目的とするものである。

1. 沿革・概要

(1) 前史

京都産業大学大学院法務研究科は、平成十六年（二〇〇四）四月に本学初の専門職大学院として誕生した法科大学院（ロースクール）である。法科大学院制度は、平成十一年（一九九九）七月二十七日に設置された司法制度改革審議会において、司法制度改革の一環として構想され、同審議会が平成十三年（二〇〇一）六月十二日に公表した「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度（以下、「意見書」とする。）」と題する提言の中で、従来の司法試験という「点」による選抜ではなく、二十一世紀を担うにふさわしい質を有する法曹を「プロセス」として養成するための制度の中核と位置付けられた制度である。

すなわち、司法過疎地域をなくし、広く国民が質の高い司法サービスを享受することができるようにし、市民の目線に立った司法制度を構築するためには、法曹人口の拡大が不可欠であるが、そのためには、司法試験の改革に加え、新たな法曹養成制度の創設が必要であると考えられたのである。

司法制度改革の動きが高まる以前から、本学法学部においては、法曹養成のため「法職講座」を設けており、関西私学の中でも関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学に続いて司法試験合格者を輩出するなど、その成果をあげていた。そのため、本学法学部が、平成十一年の秋頃に「法科大学院構想委員会」を発足させ、司法制度改革の一翼を担うべく、法科大学院設置に向けての検討を開始したことは自然な動きであった。その後、平成十三年秋頃には、ロースクール設立準備委員会（以下、「ロースクール委員会」とする。）を起ちあげ、法科大学院創設に向けての準備を本格化し始めた。平成十四年（二〇〇二）三月には、部局長会および理事会において法科大学院設置構想が承認されたものの、文科省による具体的な設置基準が示されなかったため、本学の法科大学院設置に向けた取り組みも足踏み状態が続いていた。

そのような状況の中でも、法科大学院の創設に向けて、人事、施設、教育内容等について準備は進められ、平成十五年（二〇〇三）一月以降、文部科学省（以下、「文科省」とする。）との折衝を行うこととなった。この間、村田博史教授、高井裕之教授、高畠英弘教授ら複数の法学部教員らによるアメリカのロースクール視察も行われた。施設に関しては、院生の通学の利便性を考慮し、本山校地以外の場所での設置も検討されたが、一拠点集中型のキャンパスが本学の特徴であることから、本山校地に開設することとなり、法学部棟であった四号館に隣接して新たに法科大学院専用棟となる13号館が建設されることとなった（13号館は、平成十五年二月下旬に着工し、平成十六年三月三十日に完成）。

平成十五年三月頃、入試広報における重要なツールであるロースクールのホームページが開設された。当初は、法学部のホームページに間借りする形でスタートした。随時、情報を更新するとともに、掲示板を設置し、ロースクールに関する質問に即時に対応できる体制を整えた。ロースクールを開設しようとしていた大学で当時ホームページを設けているものは少なくなかったが、自由に質問を書き込むことができる掲示板を設置しているのは稀であった。当初は、ロースクールの施設や教育体制、経済支援等に関する質問が多く寄せられた。

平成十五年三月三十一日に文科省が法科大学院を含む専門職大学院の設置基準である「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」を定めたことを受けて、ロースクール委員会において設置認可申請および開設に向けた準備がより一層具体的に進められることとなった。

法科大学院制度のスタートまで残すところ一年となった平成十五年四月二十六日には、本学法学部主催のシンポジウム「ロースクール教育の理論と実際」を神山ホールにて開催した。このシンポジウムには、これから始まろうとしている法科大学院の理念を再確認し、教育の場でそれをどのように実践していくべきか、について意見交換が行われた。当日は、他大学を含む教員、学生、弁護士ら約一五〇名が参加した（参考資料1：京都新聞平成十五年四月二十七日朝刊二十四面参照）。

このシンポジウムでは、当時司法研修所教官であり、裁判官の加藤新太郎氏による基調講演「法科大学院と司法研修所の教育的連携のために」、および、大阪大学名誉教授で当時弁護士であり、奈良産業大学法学部長でもあった中野貞一郎教授（平成十六年四月より本学法科大学院教授に就任）による基調講演「ロースクールにおける教育理論」に続き、本学法学部高井裕之教授による法学未修者向け憲法実験授業「平等について」、同じく松原久利教授による法学未修者向け刑法実験授業「法人犯罪について」および研究者教員と実務家教員がペアとなって行う民法法総合演習実験授業「相殺の担保的機能と破産法」が本学法学部高畠英弘教授と弁護士の四宮章夫氏（平成十六年四月より本学法科大学院教授に就任）によって行われ、理論と実務の架橋を意識した双方向型の授業の実践を通じてその課題を参加者らと意見交換を行った。

また、当日は、「授業自動収録システム」のデモンストレーションも行われた。これは、本学法科大学院に導入を予定しているシステムであり、授業における教員の動画と電子黒板に投影した講義資料や板書などを同時にデジタル保存できるものであり、学生が後日自分のパソコンから Web ブラウザを使って再生することが可能であるため、効果的に授業の復習に役立てることが期待された。シンポジウムでは、松原教授による刑法の実験授業を実際に自動収録し、そのデータを用いて本学法学部坂東俊矢教授による自動収録システムの紹介「ロースクール教育における情報機器の利用——とくに授業自動収録システムについて——」が行われた。このようなシステムは、当時まだ珍しく、参加者は強い関心を示していた。

この頃までには、本学法科大学院の名称を法務研究科とすることや、教員組織を二二名とし、うち八名は実務家教員とすること、入学定員を六〇名とし、標準修業年限三年の法学未修者を中心とし、法学既修者も十名程度を目安に募集することなど、本学法科大学院の骨格が徐々に形成されていった。

そうした中、平成十五年五月二十八日には、理事会で大学院法務研究科（法科大学院）の設置が議決され、同年十一月二十七日に文部科学省より

法務研究科設置認可を受けることができた。

これを受けて、第一期生の募集が開始された。初年度の入試は、前期と後期の二回行い、延べ五七七名の志願者があった。受験者数は延べ四三四名、合格者九八名であった。合格者の内訳は、未修者九三名、既修者五名であり、既修者の合格者は予想を大きく下回る結果となった。その原因としては、試験科目数の多さ、行政法が試験科目に含まれていたこと、全員を対象とする第一日の試験（未修者入試）に合格していることを前提として既修者認定試験の全科目について合格ラインを超えることを要求したことが挙げられる。既修者認定の条件としては、過酷であったかも知れないが、これは、本学の未修者を中心とするアドミッション・ポリシーやカリキュラム、および、三年制を標準とし、一定の条件を満たす者について初年度必修科目の履修を免除することができる、という制度の趣旨からみて、どうしてもクリアしてほしい水準であった。

平成十六年三月三十日には、本山校地に一三号館（法科大学院棟）が竣工し、法科大学院開設の準備が完成した。

こうして平成十六年四月、「人づくり」という建学の精神に則り、司法制度改革の理念に基づいた真に市民の立場で活動できる社会に貢献できる品格ある法曹の養成を目的とし、「実戦力を持つ『気骨』と『格調』ある法曹」の育成を教育目標とする京都産業大学大学院法務研究科が誕生した。

(2) 法務研究科開設

平成十六年（二〇〇四）四月一日、初代研究科長に村田博史教授が就任し、翌四月二日には、第一回目の入学式が挙行された。初年度の入学者は、未修者五八名、既修者二名の計六〇名であった。法務研究科開設時の教員組織は、研究者教員一四名、実務家教員八名の計二二名であり、一学年定員六〇名の規模の法科大学院としては、極めて充実したものであった。

なかでも、民事訴訟法分野で著名な大阪大学名誉教授の中野貞一郎教授と元最高裁判所判事であり、元司法研修所教官の藤井正雄弁護士を本研究科の専任教員として迎えることができたことは、本研究科で学ぶ学生だけ

でなく、本研究科の教員一同にとっても僥倖であった。このお二方には、授業の担当だけでなく、本研究科の最高顧問として教員一同に大所高所からのご意見を頂戴することができた。

なお、刑事訴訟法分野において著名な中央大学名誉教授の渥美東洋教授を本研究科専任教員としてお迎えすることも決定していたが、ご担当いただく授業科目が三年次に担当されていたため、着任は、開設から一年後の平成十七年（二〇〇五）四月一日となった。

(3) 定員・学生数

上述のとおり、法務研究科開設当時の定員は、一学年六〇名、収容定員一八〇名であり、初年度の入学者数は既修者二名、未修者五八名の六〇名であった。

法科大学院に進学するためには、まず適性試験を受験する必要があるが、この適性試験受験者数は、初年度の平成十五年度（二〇〇三）には、大学入試センターと日弁連法務研究財団合わせて延べ五万九三九三名の志願者があったものの、その後は減少傾向が続き、平成二十二年度（二〇一〇）には一万六四七〇名となった。

全国的に法科大学院を受験する人口が減少していることを受け、本学法務研究科においても、平成二十二年度入試から定員を四〇名に削減した。平成二十三年度（二〇一一）からは、法科大学院を修了しなくても司法試験の受験資格を得ることができる司法試験予備試験が開始された。その影響もあってか、適性試験の志願者はその後も減少を続けた。本学法務研究科においても、平成二十四年度（二〇一二）入試から定員を三二名に削減し、さらに、平成二十六年（二〇一四）入試からは一八名に削減した。

カリキュラム改革や入試制度改革、入試広報の充実等の成果もあり、全国的に法科大学院志願者数が減少する中、平成二十六年には、本研究科の志願者数は前年に比べ回復したものの、最終的に入学を辞退した者が多く、定員充足率の大幅な回復には至っていない。

平成二十七年度（二〇一五）入試においては、のべ三十六名の志願者が

あり、二十八名が受験し、十二名を合格としたが、入学者は七名であった。

なお、京都産業大学は、平成二十七年三月二日に、平成二十八年度以降の法務研究科の学生募集を停止することを公表した。

(4) 建物・設備

法科大学院専用棟（13号館）について

平成十六年（二〇〇四）三月三〇日に法科大学院専用棟として13号館が完成した。三年間ないし二年間で高度な専門職たる法曹の卵を養成するには、インテンシブかつインタラクティブな講義と演習を可能にする諸施設、迅速かつ高度な情報収集を可能にするシステム、および、集中した学習を可能にする環境、の三つが不可欠であるとの観点から、13号館には、学生自習室・模擬法廷・グループ討論室・メディア演習室・面談ルームなどを設けて、理想的な学習環境を提供している。13号館は大学の中心部に位置しており、中央図書館や売店・食堂などの学内施設へのアクセスも便利である。

講義室には、授業自動収録システムが備えられ、主要な講義科目の授業は、講義風景のビデオと電子黒板に掲示された資料が連動する形で収録され、学生はインターネットを通じてオンデマンドで授業を再生し、復習に活用している。

完成当初における13号館の講義室等の施設状況およびこれに関連する施設および設備の状況は、以下の通りである。

講義室数：三室

演習室数：七室（メディア演習室一室を含む）

自習室数：二室

キャレル数：百八十七脚

研究室数：九室（うち研究科長室を含む専任教員用八室、兼担・非常勤用一室）

模擬法廷数：一室

グループ討論室数：三室

談話室：三室

面談ルーム数：三室

共同研究室：一室

教員控室：一室

会議室：一室

その後、修了生が研修生として引き続きキャレルを利用できるようにするため演習室の一部を自習室とした。また、本研究科開設当初、事務組織は法学系事務室として法学部および法学研究科の事務室と一体として13号館に隣接する4号館一階におかれていたため、13号館地下一階の事務室用スペースは、兼担・非常勤教員用の研究室として使用していた。平成二十一年度より、法務研究科事務室として分離独立したのに合わせて、13号館地下一階に事務室が設けられた。これにともない、兼担・非常勤教員用のキャレルが教員控室内に設けられた。

そのため、平成二十六年末現在の施設状況は、以下の様になっている。

講義室数：三室

演習室数：四室（メディア演習室一室を含む）

自習室数：五室

キャレル数：一八三脚

研究室数：八室（研究科長室を含む専任教員用）

模擬法廷数：一室

グループ討論室：三室

談話室：三室

面談ルーム数：一室

共同研究室：一室

教員控室：一室

会議室：一室

法務研究科事務室：一室

三階と四階の自習室は、図書館分室として設置されており、蔵書数は二万冊を超える。自習室は、二十四時間利用することができ、学生及び研修

生は、自己の学習スケジュールにあわせて自習室を活用することができる。

一階のメディア演習室には、インターネットに接続されたパソコンおよびプリンターを配備しており、学生及び研修生は、いつでもこれらを利用できる。学生・研修生は、これらのパソコンを用いて、各種の法情報データベースにアクセスし、その場で必要な資料をプリントアウトすることができる。

なお、平成二十八年度以降の学生募集停止を受け、在学生数の減少や大学全体のキャンパス運営方針にともない、平成30年度現在において、13号館の法務研究科専用棟としての機能は大幅に縮小されている。

その他の施設について

平成十六年四月一日には、本研究科の院生専用の学生寮として、上賀茂学修所を開設した。二十四時間利用できる自習室を有効に活用するためには、大学の近くに拠点があることが便利である。上賀茂学修所は、大学正門から徒歩二分という好立地にあり、安価な費用で学修に専念できる拠点を提供することができた。入寮希望者が増加したこともあり、平成十七年四月一日には、さらに大学に近いワンルームマンションを大学が借り上げ、本研究科の院生用の寮として提供することとし、これを第二上賀茂学修所と称した。これにより、従来の上賀茂学修所は、第一上賀茂学修所と称することとなった。

学修に専念できる環境が確保されたことは、院生の司法試験合格に貢献できたと思われるが、その後、第一上賀茂学修所は建物の老朽化が進み、入寮者も減少したことから平成二十三年三月末をもって閉鎖し、第二上賀茂学修所を上賀茂学修所と呼称することとなった。なお、入寮院生が全員退去することとなったため、平成二十六年度をもって上賀茂学修所を閉鎖した。

平成二十四年四月一日に本学壬生校地に開設された「むすびわざ館」が開館した。この一階には、法律相談用ブースが設置され、従来、本研究科のローヤリング・クリニックの授業としてキャンパスプラザ京都で実施していた無料法律相談をむすびわざ館で実施することとなった。

(5) 入試制度

本研究科は、法科大学院設置の理念、制度趣旨に忠実に、幅広いバックグラウンドを持つ法曹を養成するため法学未修者を中心とする。そのため、次の三条件を兼ね備えている者を受け入れることをアドミッション・ポリシーとして定めた。すなわち、一) 自由で公正な社会を実現しようとする意欲と使命感、二) 法的思考能力へと発展させていくことができる「考える力」、三) 法律学を修得していくための基礎的な学力（読み・書き・聞き・話す能力）である。

このアドミッション・ポリシーに基づいて設定された平成十六年（二〇〇四）四月開設時の入試制度は、志願者全員に未修者入試（大学入試センター実施の適性試験、小論文、集団討論、個別面接）を課し、既修者認定希望者にはさらに、法律科目試験（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法）を課すというものであった。なお、社会人または非法学部出身者を三割程度受け入れるという目標から、学部成績、各種資格、活動実績、社会経験、学位、日弁連法務研究財団統一適性試験の成績の六項目のうち二つまでの項目については、その他の資料として合否判定において積極的評価に加味するものとしていた。

平成十七年度（二〇〇五）入試では、出願資格について、大学入試センターが実施した法科大学院適性試験を受験した者または日弁連法務研究財団が実施した法科大学院統一適性試験を受験した者とするとともに、その他の資料を学部成績・学位、各種資格、活動実績、社会経験の四項目のうち二つまでの項目とする若干の修正を行った。

平成十八年度（二〇〇六）に実施する入試からは、既修者認定試験の科目から行政法を外し、五科目とし、既修入学者の履修免除科目から行政法が除かれることとなった。カリキュラム改革により、平成十九年度（二〇〇七）以降入学者に適用されるカリキュラムから行政法が二年度配当科目となることに対応する入試科目の変更であったが、既修者志願者の負担を軽減する意味もあった。すなわち、本研究科では、定員の2割程度の既修者受け入れを目標としていたが、既修者認定の前提として、未修者として

の入試に合格していることが条件であること、行政法を含む法律科目試験において、全科目で六〇パーセント以上の評価をとることを合否判定基準としていたことから、法学部出身者であっても学部在学中に行政法の授業を履修していない者も多いためか、既修者入試の合格基準を満たす者が極めて少なく受け入れ目標に達しない状況が続いていた。カリキュラム改革と連動したこの入試制度改革により、既修者の志願者が増えることが期待された。

平成二十年度（二〇〇八）に行った入試制度改革では、平成二十一年度（二〇〇九）に実施する入試（平成二十二年度（二〇一〇）入試）より、募集定員を六〇名から四〇名に変更するとともに、未修者入試の試験科目から集団討論を廃止し、適性試験・小論文・個人面接とするとともに、適性試験の配点を重くすることとした。また、未修者入試と既修者入試を分離し、既修入学志願者には、五科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法）の法律科目試験と個人面接のみを課し、未修と既修の併願を可能とすることとした。なお、既修者入試については、適性試験の得点が全国平均の八〇パーセント以上であることを出願資格とした。

平成二十三年度（二〇一一）入試では、主要三科目の比重を重くするため既修者入試の試験科目ごとの試験時間、配点を各科目六〇分・一〇〇点満点（合計五〇〇点満点）から、憲法・民法・刑法を八〇分・一二〇点満点、商法・民事訴訟法を六〇分・一〇〇点満点の合計五六〇点満点と見直した他、合否判定基準を「各科目で六〇パーセント以上の評価をとること」から、「五科目の合計得点が三三〇点以上である者」とし、この基準に満たない場合でも、「民法を除いて六〇パーセント未満の得点の科目が一科目の者」は、当該科目について一年次必修科目の履修を免除せず、入学後に履修することを条件に合格を認める条件付合格を導入した。また、入試日程を前期・後期の二回から A・B・C 日程の三回に増加した。しかしながら、志願者が思うように集まらなかったため、平成二十三年二月にも D 日程を追加実施し、全四回の入試を行った。また、法科大学院における入学者の質を確保するため、適性試験の成績が著しく低い者の入学を

認めることは適切ではないとの全国的な認識をふまえて、この年度の入試から、未修者入試においても、適性試験の得点が全国平均の八〇パーセント以上であることを出願資格とした。

平成二十四年度（二〇一二）入試では、入試日程を前年度同様 A・B・C・D 日程とするとともに、A・C 日程では東京会場を設けた。また、小論文試験に代えて適性試験第四部を利用する未修者入試（S 日程入試）を追加し、S1・S2 日程の二回実施した。この年度の入試では、未修者・既修者とも適性試験の得点を出願資格ではなく、合否判定において適性試験受験者全体の下位から十五％を目安として著しく低い場合には、入試総合点にかかわらず、不合格とすることがある、とした。これは、従来の得点が全国平均の八〇パーセント以上であること、よりも厳しい基準とするものであったが、次年度の入試以降は、再度これを出願資格として募集要項にも明示した。

平成二十五年度（二〇一三）入試では、他の法科大学院から本学の法務研究科二年次への転入を受け入れるための転入学試験のための規定を整備し、A～D 日程と同日程で実施することとした。もっとも、問い合わせは数件あったものの、この年度の志願者はいなかった。

平成二十六年（二〇一四）入試から既修者入試について、従来通り五科目で受験するか、商法または民事訴訟法のうち一科目を選択でき、選択しなかった科目につき履修免除をしないことを条件とする四科目選択制を導入した。また、本学と東京会場に加え、大阪会場を設けた。

平成二十七年度（二〇一五）入試では、カリキュラム改定を受けて、既修者入試の試験科目を従来の五科目に刑事訴訟法を加えた六科目とし、憲法、民法、刑法以外の三科目（商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）から一科目または二科目を選択する四科目選択、五科目選択も可能にした。また、志願者が極めて少ないことから、費用対効果を考慮し、東京会場、大阪会場は設けないこととした。なお、入学検定料について、近畿圏の他の法科大学院に比べ、高い水準であったことから、この年度の入試から、入学検定料を複数日程受験しても五〇〇〇円とそれまでの一回ごとに三五〇〇〇

円から大幅に減額した。

転入学試験につき、一名の志願者があり、試験を実施したが、結果は不合格であった。

(6) 学生支援制度（経済的支援）

平成十六年四月一日に、本学独自の学生支援制度として、本研究科の学生に対する各種の経済支援制度を施行した。未修入学者も既修入学者も入学初年度春学期については、「入試成績による授業料減免制度」を適用する。これは、入試成績の上位六名以内の授業料を全額免除し、次位二十四名の授業料を半額免除するものである。初年度秋学期以降は、「学業成績優秀者授業料減免制度」が適用され、前学期の成績上位一〇パーセントの授業料を全額免除し、次位四〇パーセントの授業料を半額免除するものである。これらの制度により、定員のおよそ半数が授業料の全額または半額の免除が受けられることとなり、半期毎に免除対象者を見直すため、入学後の努力に応じて経済的負担も軽減できるものとなっていた。

また、同時に、家計急変等による経済的理由で修学の継続が困難となった者への支援として、「特別奨学金制度」も施行した。これは、経済的理由により修学継続が困難となった者に対して、成績優秀者であることを条件に月額一〇万円を最長一年間給付することにより、学修の継続を支援する制度である。

平成二十年十月一日には、新たに「特別学業激励金制度」を施行した。留年者は、授業料減免制度の対象とならないために学費の負担のために学修に専念できない場合がある。この制度は、修了要件単位にわずかに足りず留年することになったものの、学修を継続することができれば修了の見込みが十分にある者を支援する目的で設けられた。

平成二十一年度には経済支援制度を大幅に見直した。特に未修者については、入試成績と入学後の学修成績との相関関係が顕著には見られないこと、全額または半額免除を受ける者とそれ以外の者との経済的負担の差が激しいこと等を考慮して、未修者については、「入試成績による授業料減

免制度」に代えて、「入学時学修奨励金制度」を施行した。これは、入学者全員に一律各学期十七万円（年間三十四万円）を給付することで、初年度の授業料負担を軽減するものである。これにともない、「成績優秀者授業料減免制度」は未修者に対しては、二年度春学期以降に適用することとした。その内容も、前学期（二年度春学期は一年次）の成績上位一〇パーセント以内を全額免除、次位二〇パーセント以内を半額免除、次位一〇パーセント以内を四分の一免除とすることとした。

既修者については、入試成績が特に優秀な者（四名以内）は、二年間授業料を全額免除とし、それ以外の者に対しては、春学期は「入学時学修奨励金制度」を適用し、十七万円を給付し、秋学期以降は上記見直し後の「成績優秀者授業料減免制度」を適用するものとした。なお、平成二十三年度からは、優秀な既修入学者を確保するため、既修者入試による入学者全員の授業料を二年間全額免除することとした。

平成二十二年六月一日には、司法修習に向う者に対する支援制度を施行した。これは、司法修習生に対する給費制度が廃止されることを受けて、本学の修了生が司法試験に合格し、司法修習に向かう際に、経済的な不安なく修習に専念できるための支援として、二〇〇万円を給付する制度である。

平成二十三年七月二十日には、平成二十四年度入学者からの学費を大幅に改定することが決定された。これにより、従来の一八八万円（教育充実費一八万円）から六〇万円（教育充実費一八万円）に減額された。授業料等減免制度も拡充し、それまで減免対象になっていなかった教育充実費を減免対象に含めることとした。あわせて、成績優秀者としての減免対象に該当しなかった学生に対しても全員に各学期五万円の授業料免除を行うこととした。

(7) 教育活動（カリキュラム）

平成十六年度の本研究科開設当初のカリキュラムは、社会に貢献できる品格があり、かつ実戦力を備えた気骨ある法曹の養成を理念として設計さ

れた。すなわち、単に修了後の司法試験合格だけではなく、合格して弁護士となった後に何か一つでも得意分野を持ち、即戦力として社会に貢献できる法曹養成を目的に、展開・先端科目として多種多様な科目を設置するとともに、履修モデルによって将来を見据えた系統的履修ができるよう配慮した。その後、平成一八年以降の新司法試験の実施や認証評価における指摘、厳格な成績評価の確保、共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の公表を受けての対応等さまざまな観点からカリキュラムを見直し、数度にわたって改革を行ってきた。開設時から現在に至るまでのカリキュラムの主な変遷は以下の通りである。

開設時～平成十八年度のカリキュラム

修了要件単位は、三年履修の法学未修者が九十三単位以上、二年履修の法学既修者は、一年次必修科目の履修を免除するため六十三単位以上とし、学生の自学自習のための時間が確保できるよう配慮した。当時の開講科目及び単位は以下の通りであった。

・必修科目（計六十二単位）

法律基本科目（計五十六単位）

公 法 系：公法基礎Ⅰ・Ⅱ、公法総合Ⅰ・Ⅱ、公法総合Ⅲ

民 事 系：契約法、損害賠償法、物権法、金融取引法、企業法Ⅰ、
民事手続法Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、企業法演習、民
事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、民事法総合演習Ⅰ

刑 事 系：刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法、刑事法演習Ⅰ・Ⅱ

実務基礎科目（計六単位）

法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎

・選択必修科目群（計二十八単位）

実務基礎科目：法情報学、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ローヤリ
ング・クリニック、
エクスターンシップ

基 礎 法 学：法理論、ローマ法、アメリカ法、EU法、現代中国法

隣接科目：「法の支配」の政治学、公共政策と法、生命倫理と法、
企業会計と法、精神医療と法

・選択科目群（計五十四単位）

展開科目：企業法Ⅱ、知的財産法講義、知的財産法演習、労働法
講義、労働法演習、倒産法講義、倒産法演習、執行保
全法、証券取引法、保険法、租税法、国際租税法、刑
事学、少年法、国際法、国際取引法、経済法、民事手
続法特論、民事法総合演習Ⅱ

先端科目：医事法、環境法、情報法、国際人権法、消費者法、人
権問題演習、犯罪被害者と法

当時の履修モデルとしては、「主として企業法務や経済法関係の事案を
専門家とする実務家の養成」、「社会的に不利な立場におかれた人々の権利
利益を守る活動を中心とする実務家の養成」、「主として国際的な場で活躍
しようとする法曹の養成」の三つのモデルを設け、履修要項等において三
年履修と二年履修それぞれについて、系統的履修のガイドを提示していた。
平成十九年度～平成二十一年度までのカリキュラム改革

法科大学院が完成年度を迎える平成十八年度までは、大きなカリキュラ
ムの変更はできなかったが、平成十九年度以降の入学者に適用されるカリ
キュラムからは、それまでの教育成果を踏まえつつ、随時改革が行われて
きた。以下、主要なカリキュラム改革の動きをまとめる。

平成十九年度以降の入学者に適用されるカリキュラムにおいては、まず
修了要件単位を三年履修につき九十三単位から九十五単位以上と増加させ
た（二年履修の法学既修者は六十五単位以上）。これは、法律基本科目の
体系的学修のために、公法系と刑事系でそれぞれ二単位ずつ必修科目を増
加させる必要があると判断したことによる。この結果、公法系の必修科目
が、憲法基礎Ⅰ・Ⅱ、行政法基礎、公法総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに再編され、刑事
系の必修科目に刑法Ⅲが追加された。

平成二十年度には、日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価を受
審した際に受けた指摘をふまえつつ、直ちにカリキュラムの改革に着手し

た。これにより、主として平成二十一年度入学者を対象とするカリキュラムにおいて、法律基本科目群に選択科目として「企業法Ⅱ」、「行政法演習」、「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」を設け、配当年次の見直しも行うなど、法律基本科目のより体系的履修を可能にするとともに、実質的に法律基本科目の性質を有すると認められるおそれのある科目が展開・先端科目におかれることがないよう科目を再編した。

また、平成二十一年度入学の三年履修生（未修者）を対象に、進級制度を導入した。これは、厳格な成績評価の徹底とあいまって、法科大学院修了生の質の確保を担保することを目的とするものであった。具体的には、一年次必修科目のGPAが1.4を未満であった場合、二年次への進級を認めず、優または秀の評価を得た科目を除き、再度一年次の科目を履修しなければならない、とする制度である。

さらに平成二十一年度には、展開・先端科目に新たに「消費者法演習」を設け、開設科目を充実させるとともに、展開・先端科目群から十八単位以上取得することを修了要件として明確にした。

平成二十三年度以降のカリキュラム改革

本研究科は、平成二十二年度中にも従来のカリキュラムの大幅な改定を検討し、平成二十三年度より、新たなカリキュラムを施行した。その目的は、三年間を通じた学修の系統的積み重ねを重視することにより、法科大学院における共通到達目標、いわゆる「コア・カリキュラム」（平成二十年度・二十一年度の両年度にわたって、文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」が行われ、平成二十二年三月十三日に公表されたもの。）を考慮し、各法分野において協議した結果をもとに全体で議論検討を重ね、より効果的な教育の実施を企図したものである。なお、本研究科の主要分野におけるコア・カリキュラムへの具体的対応状況については、平成二十二年度の「神山法曹雑誌」第二号にて公表した。

本カリキュラム改革の具体的なポイントは以下の通りである。

① 一年次配当の法律基本科目の開講年度と内容の見直し

法学未修者の学修スピードに配慮し、一年次に開講していた科目の一部を二年次開講科目とした。

② 一年次に計四科目の「基礎演習」を開講

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（二〇〇九年四月十七日）は、「法学未修者一年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を六単位程度増加させ、これを一年次に配当することを可能にする必要がある」と指摘している。

本研究科もこれを受けて、法律基本科目の学修をサポートするため、一年次に選択必修として演習形式の「基礎演習（民法）」、「基礎演習（刑法）」、「基礎演習（憲法）」、「基礎演習（商法）」（いずれも一単位）を開講し、一年次の履修登録上限単位数を、従来の年間三十六単位から三十八単位とした。

③ 三年次秋学期に法律基本科目（選択科目）として「総合演習」を開講

三年間の学修のまとめとして三年次秋学期に「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」の三科目を開講。これらの科目は、実定法と訴訟法、理論と実務といった法科大学院での学修の集大成として、複数名の研究者教員と実務家教員が協同して担当。

④ 実務基礎科目の充実と修了要件単位数の十単位への増加

一年次秋学期に、法律文書の基礎的な理解を目的として「法文書基礎」（二単位）を開講した。また、三年次秋学期に「実務特殊Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（いずれも一単位）を開講。

これによって、一年次春学期から三年次秋学期のすべてに実務基礎科目を開講することとなり、実務基礎科目の重要性に鑑みて、修了要件単位数も従来の九単位から十単位に増加した。

⑤ 展開・先端科目の体系的履修の確保と開講年度の再編成

法律基本科目の履修体系にあわせ、関連する展開・先端科目につき、開

講時期を見直した。これにより、法律基本科目の履修をふまえて、展開・先端科目についても系統的な学修が可能になった。

⑥ 修了要件単位数の増加

上記のように、一年次に基礎演習計四単位のうち二単位を選択必修とし、実務基礎科目群の必修単位数を十単位としたことを受け、修了要件単位を九十五単位から九十八単位に増加させた。

なお、平成二十三年度には、従来のアドミッション・ポリシーに加えて、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーが策定され、「三つのポリシー」として明確化した。

本研究科のカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーは、以下の通りであり、ホームページや履修要項等において公表している。

○カリキュラム・ポリシー

本研究科は、実戦力を持つ「気骨」と「格調」ある法曹を育成する。そのためには、基本的な法律知識の修得とその実践的な応用力を身につけることが不可欠である。それに加えて、社会の法的問題への関心と実務感覚に基づいた使命感の涵養も重要である。そうした学修のために、本学のカリキュラムは次の点に配慮して組み立てている。

- 一、法律基本科目の体系的開講による段階的、系統的履修の保障
- 二、法律基本科目及び重要な先端・展開科目での、講義科目と演習科目の開講
- 三、三年間の各学期すべてに実務基礎科目の開講
- 四、特色ある法曹となるための多様な先端・展開科目の開講
- 五、法科大学院の学修をまとめるための総合演習科目の開講

○ディプロマ・ポリシー

本研究科の定めた基本理念に則り、法律学の高度な学力を身に付け、法的思考能力を有し、公共に対する責任意識と参加意識を備えた高度専門職業人であることが、課程修了に際して考慮すべき重要な点である。

所定の年限を在学し、本法務研究科が教育の理念及び目的に基づいて設

定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である。

その後も、カリキュラムの細かな見直しが行われ、平成二十六年入学者を対象とするカリキュラムにおいて、三年間を通じた系統的履修を可能にすることを目的として行われてきたカリキュラムが理想的な形に整備されたと言える。

すなわち、これまでの教育成果、共通的な到達目標等の客観的指針、認証評価や中教審特別ワーキンググループの現地調査等を通じた助言、他大学との合同FD等を通じた情報交換を踏まえ、本学独自のFD活動において徹底的に意見交換をし、法学未修者が、必要な知識と応用力を三年間で確実に修得できるようなカリキュラム編成とすることを最重点課題とし、開設科目の見直し、配当年次・学期の変更等を実施した。

その結果として、一年次春学期には、基本科目の中でも他の科目に先立って学修すべき科目である民法と刑法を重点的に配置し、集中的に学修することで基本的な法律学修のノウハウを含め今後の学修に必要な基礎を修得させるよう工夫している。他の科目については、履修開始時期が一年次秋学期に変更されたことにもない、無理なく体系的に学修させるために二年次春学期まで講義科目を配置した。

このように、法科大学院の理念を放棄し、既修者中心に教育し、目先の司法試験合格率の確保に走るという全国的な風潮に抗い、本研究科は、あくまでも設立当初の理念である法学未修者中心の教育を重視する姿勢を堅持した。

以上のようなカリキュラム改革を経て、平成二十六年の本研究科の開講科目は以下の通りである。

・必修科目（計六十四単位）

法律基本科目（計五十六単位）

公 法 系：憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、憲法演習、公法演習

民 事 系：基礎演習（民法）、民法Ⅰ（契約法）、民法Ⅱ（物権法・損害賠償法）、民法Ⅲ（金融取引法）、民法Ⅳ（家

族法)、企業法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、企業法演習、民事訴訟法演習Ⅰ

刑 事 系：基礎演習(刑法)、刑法Ⅰ(概論・総論)、刑法Ⅱ(各論)、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法演習Ⅰ、刑事訴訟法演習

実務基礎科目(計八単位)

法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、刑事模擬裁判

・選択必修科目群(計二十七単位)

法律基本科目：公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習

実務基礎科目：ローヤリング・クリニック、エクスターンシップ

基 礎 法 学：法理論、ローマ法、比較法Ⅰ(英米法)、比較法Ⅱ(大陸法)、比較法Ⅲ(アジア法)

隣 接 科 目：「法の支配」の政治学、公共政策と法、生命倫理と法、企業会計と法、精神医療と法

・選択科目群(計七十五単位)

法律基本科目：基礎演習(憲法)、基礎演習(商法)、企業法Ⅲ、行政法演習、民事訴訟法演習Ⅱ、刑法演習Ⅱ

実務基礎科目：法情報学、法文書基礎、実務特殊Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

展 開 科 目：知的財産法講義Ⅰ・Ⅱ、知的財産法演習、労働法講義、労働法演習、倒産法講義Ⅰ・Ⅱ、倒産法演習、執行保全法、金融商品(証券)取引法、保険法、租税法講義、租税法演習、国際租税法、刑事学、少年法、国際法、国際私法、国際取引法、経済法講義、経済法演習

先 端 科 目：医事法、環境法講義、環境法演習、情報法、国際人権法、消費者法講義、消費者法演習、人権問題演習、犯罪被害者と法

(8) 広報活動

本研究科の広報活動としては、設置前の平成十五年にホームページを開設し、現在まで数回のリニューアルを行いつつ、研究科の理念やポリシー、教員一覧、カリキュラム、入試、経済支援、教員の活動、修了生の進路等様々な情報を開示している他、平成十六年にはメールマガジン「京都産業大学ロースクール通信」を発行した。創刊号は、五月二十八日号で、以来、原則隔月で年六回配信している。このメールマガジンは、本研究科の受験を考えている受験生に向けた情報発信を主たる目的としているが、配信対象は限定しておらず、希望者は登録できるため、広く社会に対する本研究科の活動に関する情報公開ツールとしての機能をも有している。入試制度、経済支援制度、カリキュラムなどの最新の情報に加えて、専任教員のリレーエッセイも掲載した。

入試広報としては、毎年入試パンフレットを作成し、入試説明会で配布した。広報委員会を中心に、毎年受験生にアピールするためパンフレットの内容充実にも苦心してきた。

その他、新聞や入試情報誌への広告掲載などにも力を入れてきた。全国的に法科大学院への進学希望者が減少傾向にある中、本研究科も志願者確保の努力を継続し、平成二十三年からは、さらに、リスティング広告を開始した。説明会来場者や入学者に対するアンケートの結果、受験生が最も情報入手に活用するのが各法科大学院のホームページであったことから、受験生に本研究科を知ってもらい、受験へと導くためには、ホームページの内容充実はもちろん、ホームページを訪れてもらうきっかけ作りが不可欠であると考えたからである。リスティング広告とは、ウェブ上の検索サイトで法科大学院に関連するキーワードが入力されると、本研究科のバナー広告が検索結果画面に表示され、バナーのクリックで本研究科のホームページなど受験生にアピールしたい最新の情報を掲載したページにリンクし、そこから資料請求などもできるようになっている。リスティング広告を経由した資料請求のうち、どれだけが志願者につながったかまでは確認できないが、本研究科の認知度の向上には役立ったのではないかと思わ

れる。

これらの努力によって、全国的に進学希望者が減少傾向にある中、本研究科の受験者確保には一定の成果があったといえる。

また、平成二十一年十一月には、「神山法曹雑誌」を創刊した。「神山法曹雑誌」は、本研究科の主としてFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する広報誌という位置付けの雑誌であり、本研究科のFD活動に関する取り組みや、本研究科が開催した講演会の記録等を掲載し、毎年一回刊行している。第一号には、全専任教員が、各自の授業内容・授業方法の改善に関する取り組みをテーマに執筆した。第二号には、主要科目におけるコア・カリキュラムへの対応をテーマに本研究科のコア・カリキュラムに対する対応状況を掲載した。平成二十六年度末発行の第五号では、公法、民事法、刑事法の各分野における分野別FD活動に関する意見交換会の記録を掲載した。

2. 組織・運営：委員会・教授会の組織と人事、歴代学部長

(1) 法務研究科会議 研究科会議は、本研究科専任教員全員で組織され、「京都産業大学大学院法務研究科会議規程」に基づいて開催されてきた。第一回の研究科会議は、平成十六年四月二十一日に開催された。以降、定例の研究科会議は、原則として毎月一回、第二水曜日に研究科長により招集され、入試判定等必要に応じて臨時に招集される。

その他、本研究科においては、各種委員会を組織し、研究科の運営に必要な諸般の事項を企画、審議し、最終的に研究科会議において承認を得て実施してきた。また、平成二十年度からは、主要な委員会の委員長から構成される法務研究科運営委員会が活性化され、各種の委員会活動と研究科会議の連携を図る役割を担ってきた。各種委員会の変遷は次の通りである。

(2) 各種委員会の変遷

本研究科開設時（平成十六～十九年度）における各種委員会

- ・法務研究科運営委員会 必要に応じて開催され研究科会全体にかかる重要事項の審議を担当。
- ・教務担当委員会 カリキュラム編成を中心に、シラバスや成績評価の取りまとめ等、教務に関する事項を担当。
- ・入試担当委員会 募集要項の作成や入試判定資料の作成等入試に関する事項を担当。
- ・広報委員会 入試パンフレットの作成や入試説明会の企画、研究科ホームページの管理、メールマガジンの発行等入試広報を中心に情報公開に関する事項を担当。
- ・FD委員会 授業評価アンケート、授業相互参観、個人面談を中心に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する事項を担当。
- ・上賀茂学修所運営委員会 本研究科専用の学生寮である上賀茂学修所の運営に関する事項を担当。
- ・法務研究科外部評価委員会運営委員 学外の有識者からなる本研究科が独自に設置した外部評価委員会と定期的に意見交換を行い、自己点検・評価、自己改革を担当。
- ・情報システム管理運営委員会 本研究科の情報システム（講義自動収録システム、メディア演習室のパソコン等）の管理運営を担当。
- ・リーガルクリニック等特別委員会 ローヤリング・クリニックの一貫として行う無料法律相談の運営を担当。
- ・LS教員評価委員会 本研究科専任の研究者教員につき各教員個人の教育領域、研究・専門領域、学内貢献度・社会貢献度の各領域に関する評価を担当。
- ・図書委員 学生自習室に配備する図書の選書等を担当。
- ・学修支援委員会 平成十八年度より設置され、主として修了生に対する学修支援を担当。

その後、平成十九年度より、学生募集のために入試広報を充実させる必

要があると考えられたことから、広報委員会を入試委員会に統合した。

平成二十年度以降の各種委員会

平成二十年四月一日に藤岡一郎教授が研究科長に就任し、委員会組織運営を効率化するため、各種委員会を以下のように再編した。

- ・法務研究科運営委員会 研究科長以下、教務委員会、入試委員会、FD委員会、学生委員会、進路支援委員会の各委員長及び入試委員会の広報担当者（平成二十二年度に広報委員会が入試委員会より独立したことにより広報委員会の委員長が構成員となった）を構成員とし、原則として毎月一回定期的に開催し、研究科の運営にかかわる事項に関する審議や、各種委員会からの報告を受け、研究科会議に提案する議案を整理する研究科運営の中核となる委員会に再編成され、規程も整備された。その後、平成二十一年度からは、実務家教員からも構成員を選任することとなった。なお、平成二十一年度より自己点検・評価運営委員会が設置されたことにより、その委員長が構成員に加わったが、平成二十四年度以降、運営委員が自己点検・評価運営委員会を兼務することとなった。
- ・教務委員会 教務担当委員会からの名称変更。
- ・入試委員会 入試担当委員会からの名称変更。平成二十一年度までは広報を含む。
- ・FD委員会 従来通りFDに関する事項を担当。
- ・学生委員会 上賀茂学修所運営委員会の役割を学生生活全般に対する支援に広げて再編成した。学生生活に関する学生からの相談に対応するほか、退学や休学・復学申請者との面談を行う。
- ・教員評価委員会 平成二十年度は、運営委員会が教員評価委員会を兼務するものとし、LS教員評価委員会を廃止したが、その後、認証評価における指摘を踏まえて平成二十一年度より独立の委員会として設置した。
- ・自己点検・評価運営委員会 平成二十年度は、主要な各種委員会の委員長をメンバーとする運営委員会が自己点検・評価報告書の作成を担当

当したが、平成二十年度に受審した認証評価において不適合の評価を受け、平成二十一年度に再受審することとなった。また、認証評価に対応するためだけでなく、本研究科の自己改革の体制を強化する目的で、原則として毎年度自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表する方針を決定した。このため、平成二十一年度より自己点検・評価運営委員会が新設された。なお、平成二十四年度以降は、運営委員会が兼務している。

- ・ 神山法曹雑誌編集委員会 平成二十一年度に創刊した「神山法曹雑誌」の企画・編集を担当する委員会として平成二十一年度に新設。平成二十二年度以降は、入試委員会から広報委員会が独立したのに伴い、本委員会は廃止し、広報委員会が役割を担当することとなった。
- ・ 進路支援委員会 学修支援委員会から平成二十二年度に名称を変更。平成二十四～二十五年度は、学生委員会が兼務したが、平成二十六年より再び独立して設置された。
- ・ 広報委員会 平成二十二年度に入試委員会より独立。入試広報関連の事項に加え、「神山法曹雑誌」の企画立案、編集を担当。

以上の通り、平成二十年に委員会編成が大幅に合理化・再編された後、多少の変更はあったが、基本的にはこの時の体制が維持されている。

(3) 歴代研究科長

平成十六年四月一日 村田博史教授が初代研究科長に就任

平成十八年四月一日 村田博史教授が研究科長に再任

平成二十年四月一日 村田教授の任期満了により、藤岡一郎教授が研究科長に就任

平成二十二年四月一日 藤岡一郎教授が研究科長に再任

平成二十二年十月一日 藤岡教授が学長に就任したことによる後任として、高橋正俊教授が研究科長に就任

平成二十四年四月一日 高橋教授の任期満了・定年退職により、坂東俊矢教授が研究科長就任

平成二十六年四月一日 坂東俊矢教授が研究科長に再任

平成二十八年四月一日 草鹿教授が研究科長に就任

現在に至る

なお、平成二十六年一月に、本研究科開設時から熱心に学生指導に当たっていただいていた渥美東洋教授が、同年四月には、本研究科開設時の研究科長として、平成二十六年三月にご退職されるまで本研究科の教育にご尽力いただいた村田博史教授がご逝去された。平成二十九年二月には、開設時から平成十九年度まで本研究科教授として学生指導にあたっていた中野貞一郎教授がご逝去された。

この場を借りて、教員一同改めてご冥福をお祈りする。

(4) 事務組織

平成十六年四月一日の本研究科開設時は、従来の法学部事務室を法学系事務室として、法学部および法学研究科と本研究科の事務を統括して担当することとなった。法学系事務室は4号館一階の従来の法学部事務室におかれたが、内部では法学部・法学研究科担当者と法務研究科担当者に役割分担がなされていた。法学部と法務研究科の連携強化のためには、事務組織が一つにまとまっていることによるメリットがあった。

しかし、その後、本研究科の院生数が増加し、事務室の役割が多くなったこと、認証評価により法務研究科の独立性を明確にするために事務組織は独立させた方が良いとの指摘があったこと等の理由から、平成二十一年四月一日、法学系事務室から法務研究科事務室が独立した。法務研究科事務室は、13号館地下一階に移設された。

法務研究科事務室の組織としては、事務長以下、専従の職員が配置され、常時五～六名の体制で本研究科の各種事務に対応した。

また、法務研究科の事務職員以外に一名の図書館司書が図書館分室を兼ねる学生自習室に配置されている。

このように、事務組織が充実していることは、教員の教育・研究支援および学生の学修支援において重要な貢献を果たした。

平成二十九年度より、法務研究科事務室は4号館一階の法学部事務室内に移転した。

3. 自己点検・自己改革等

専門職大学院である法科大学院は、法曹養成機関としての社会的責任を果たすべく、常に自己点検・自己改革に取り組むことが求められる。さらに、学校教育法第一〇九条第三項、学校教育法施行令第四〇条に基づいて、五年以内ごとに専門職大学院の教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について、認証評価を受けなければならない。

以下、本研究科に対する外部評価および本研究科の自己改革の取り組みについて述べる。

(1) 認証評価

平成二十年度に、本研究科は、公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価を初めて受審した。その結果、法令に由来する「自己改革」、「科目設定・バランス」、「科目の体系性・適切性」、「履修登録の上限」、「厳格な成績評価基準の設定・開示」及び「成績評価の厳格な実施」の基準を満たしていないとして、平成二十年十月十七日に、不適合の評価を受けた。

本認証評価における現地調査の際に受けた指摘を真摯に受け止め、本研究科は、抜本的な改革に誠実かつ迅速に対応した。その姿勢は、本認証評価においても認められているものの、評価基準時における評価としては、不適合との評価は免れなかった。

本研究科は、この結果を真摯に反省し、不適合評価を受けた項目だけではなく、抜本的改革を迅速に推進し、次年度に再度認証評価を受審することが、本研究科の社会的信頼回復のためにも必要であると判断した。具体的な改革としては、以下の通りである。

自己改革については、委員会組織を再編し、運営委員会を中心とする情

報の共有体制の強化を図るとともに、毎年度自主的に自己点検・評価を実施することを決定した。本研究科の自己点検・評価の結果は、平成二十年度以降、各年度の自己点検・評価報告書にまとめ、本研究科ホームページで公表してきた。ただし、平成二十五年度は、平成二十六年度に受審する認証評価に向けて、報告書の作成よりも実質的な改革の充実を重視したため、報告書は作成していない。

「科目設定のバランスや体系的性」については、第一に、展開・先端科目群として分類・開設している科目に法律基本科目の実質を有するものが含まれていた点、第二に、法律基本科目において、五科目の無単位科目を置いている点で、カリキュラムは実質的に法律基本科目に偏っており法科大学院生の予習や復習、自学自修の時間を確保するため、履修登録の上限を定めている趣旨に反するものであり、実質的には履修登録の上限を逸脱している、という点が不適合の評価を受ける要因となった。

本研究科は、この評価を受け、1.(7) 教育活動（カリキュラム）で記述したとおり、直ちにカリキュラムの改革を行った。なお、無単位科目については、本研究科が法学未修者を中心とするアドミッション・ポリシーに基づいて学生受け入れを行っており、とりわけ純粋未修者にとっては、正規の授業だけで基本的法知識の体系的な習得を行うことが困難であり、そのような院生からの要望に教員が熱意から応じて特に純粋未修者が正規の授業についていけるために必要な支援を行っていたものであり、教員が出席を強制するものではなかった。しかし、この評価を受けて、無単位科目は全面的に廃止し、未修者の学修支援については、若手弁護士によるチューターの充実により行うこととした。

「厳格な成績評価」については、成績評価基準について絶対評価か相対評価かについて明確性を欠き、厳格な成績評価基準が適切に設定されると認めることはできないという点、および成績評価の実施について、各教員の裁量に広く任せられており、成績評価方法も不統一が見られ、さらに、成績評価の根拠資料が適切に保管されていない科目が少なくなかったという点が指摘された。

本研究科においては、厳格な成績評価基準について履修要項に一定の基準を明記していた他、研究科全体のFD会議のテーマに厳格な成績評価を採り上げ、複数の教員から実施状況の報告を受け、議論を重ねていた。しかしながら、全教員が基準を共有し、成績評価の実施において徹底するに至っていなかったことも事実であった。

本研究科においては、この評価を受けて、さらに厳格な成績評価基準の設定に向けて検討を重ね、教員間での周知徹底に努めた。その結果、単位認定（合否判定）については、シラバスにおいて明示した当該科目の到達目標に照らして絶対評価とすることを再確認し、合格者の成績評価においては、同様に到達目標に照らしつつ、相対評価とすることが決定され、相対評価の成績分布基準を定めるとともに、履修要項にもその旨明記した。成績評価においては、定期試験と平常点により行うものとし、平常点についても、根拠資料の作成・保管を徹底すること、出席を平常点として加点することを認めず、欠席・遅刻は減点とすること等を決定し、研究科教員間で周知を図るとともに、兼担・兼任教員との意見交換も行き、厳格な成績評価の実施に協力を求めてきた。

また、シラバスの到達目標設定においては、日弁連法務研究財団が法曹に必要な資質・能力として例示する二つのマインドと七つのスキルを参考にしつつ、各科目でどのスキル・マインドをどの程度まで習得することを到達目標とするのかを明記するものとした。

このような改革を迅速に実行した上で、本研究科は、平成二十一年度下半期に、再度日弁連法務研究財団による認証評価を受審し、平成二十二年三月二十四日に適合の評価を受けることができた。

以来、本研究科は、常に自己点検・自己改革を継続してきた。平成二十六年にも法令にしたがい、日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価を受審した。司法試験の合格者数は、目標とする水準に達することができておらず、早急に改革の結果が出せるよう一層の努力が必要との指摘があったものの、本研究科のさまざまな改革の取り組み自体は評価していた。この結果、二〇一五年三月〇日に、適合の評価を受けた。

(2) 中教審法科大学院特別委員会によるフォローアップ重点校指定

文部科学省におかれた中央教育審議会（以下、中教審とする）大学分科会法科大学院特別委員会は、全国的に法科大学院修了者の一部に、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない者、論理的表現能力の不十分な者が見られる、各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であるなどの問題点が認められるとして、第三ワーキンググループによる法科大学院の実態調査や関係者らへのヒアリング調査をもとに、平成二十一年四月十七日に、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」⁽¹⁾という報告を公表した。

その後、平成二十二年一月に、教育内容や学生の質の確保に問題があり大幅改善が必要な法科大学院を「重点校」に指定し、継続的なフォローアップを行うものとされ、本研究科は、以下のような指摘を受け、「重点校」に指定された。以降、毎年度、改善状況に関するヒアリング調査を受けるとともに、改善計画書を提出している。

「成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。

入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。

さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。⁽²⁾」。

平成二十年度に認証評価において不適合の評価を受けた後、前述の通り、本研究科は、改革を進めており、その後の改善状況調査結果においても、

(1) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2009/04/20/1261059_1_1.pdf

(2) 「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学の改善状況（まとめ）」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2010/01/27/1289655_1_2.pdf)

改善の取組については、一定の評価を得ているものの、司法試験合格者の増加といった結果が現れていないことから、引き続き改善の努力を継続する必要があるとの評価を受け、「重点校」の指摘は継続されている。

また、文部科学省は、平成二十二年九月十六日に、「(1)前年度入試の競争倍率が二倍未満 (2)新司法試験の合格率が全国平均の半分未満または直近の修了者のうち司法試験受験者が半数未満で、合格者も全国平均の半分未満という状況が3年継続という基準の両方を満たす大学院を対象に私学助成金の削減を行う方針」を発表した。さらに、平成二十五年十一月十一日には、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」として、新たな補助金削減等に関する方針を発表した。これは、司法試験合格率や入学定員の充足率等を点数化し、法科大学院を五段階にランク分けし、基礎補助額をランクに応じて50%~90%と算定し、別途加算措置を設けるというものである。

本研究科は、志願者確保の努力を行うとともに、入学定員の削減により、入試の競争倍率を二倍以上とする努力を続けてきたが、年度途中のこの削減基準の転換により、結果的に最低ランクの第三類型とされ、平成二十七年度の補助金の基礎額は50%とされることとなった。さらに、派遣裁判官および派遣検察官の派遣も打ち切られることとなった。

(3) 外部評価委員会

本研究科は、法令に基づく外部評価だけでなく、自主的に外部の有識者による客観的な評価を自己改革につなげるために、法科大学院開設に先立って、京都産業大学大学院法務研究科外部評価委員会を設置した。外部評価委員会は、金融機関やマスコミ等の企業関係者や、弁理士、大学関係者等の有識者ら十名前後の委員により構成される。本研究科教員とは、定期的に意見交換を行い、時には本研究科院生との懇談を行うなど、外部の有識者として客観的に本研究科の取り組みを評価し、必要に応じて外部評価委員会から本学への提言を行っていただいた。

第一回の外部評価委員会は、本研究科開設直前の平成十六年三月六日に

行われ、平成二十七年三月三十一日現在までに二十一回実施されている。なお、平成二十一年度からは、弁護士を委員に加えたことにより、より専門的かつ的確な指摘、助言を得ることができるようになった。

(4) その他の自己改革への取り組み

本研究科は、平成二十二年から PSIM コンソーシアムに加盟し、平成二十四年度から北海学園大学および新潟大学との間で合同 FD 会議を開催し、平成二十五年からは、京都市内の私立法科大学院と意見交換を行い、他の法科大学院での経験や方法論を学ぶとともに、本研究科の成果や課題を率直に議論することを通して、あるべき法科大学院教育についての知見と方法論の理解向上に努めている。

5. 授業改善 (FD)

(1) 理論と実務の架橋

法科大学院制度創設に際して、法科大学院における教育においては、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとされた。いわゆる「理論と実務の架橋」である。法科大学院の認証評価においても重要項目の一つとされている。

もっとも、理論と実務の架橋を法科大学院教育の現場において、どのように具体化させるか、については、必ずしも統一的なモデルがあったわけではない。

本研究科においても、このテーマに関して試行錯誤が続けられてきた。本研究科の自己点検評価報告書にあるとおり、「理論と実務の架橋」の意義については、具体的紛争の事実関係から法的に意義のある事実を抽出し、意味付けされた具体的事実を基礎に、法の趣旨・意義を踏まえて自らが消

化した法理論を当てはめることによって、現実的妥当性のある結論を導くものが実務であり、実務は法理論によってその裏付けを得る。法理論と実務は、この点でまさに紛争解決のための両輪であるとの考え方にに基づき、法理論が、実務において具体的にいかに展開されているのか、働いているのかを知ることで、法理論の理解もより深まっていくことになる。この理論と実務の関係を学び、そのダイナミズムを実務家教員等から感じ取るとは、将来、法曹となる上で極めて重要であり、これこそが「理論と実務の架橋」であるとし、そうした「理論と実務の架橋」を、様々な開講科目で可能な限り具体的に学ぶことが、法科大学院での教育にとって大変重要であるという考え方を、研究科会議、あるいは兼任・非常勤講師との意見交換会などでも繰り返し確認し、全教員の共通意識とするよう努めてきた。

授業における具体化としては、①法律基本科目における実務家教員との連携：法理論の学修が中心となりがちな法律基本科目についても実務家教員が多くかわり、理論と実務の架橋を意識した授業内容となるよう努めている。具体的には、各種演習・総合演習などの科目において、実務家教員と研究者教員がペアで授業を実施することで、より実践的な授業内容となるように工夫した。また、研究者教員単独で実施する科目についても、様々なFD活動や、研究科会議等の場において、実務家教員との意見交換を行い、実務への架橋を意識した理論教育がなされるように心がけた。②法律実務基礎科目の充実：1年次から3年次まで、すべての学年において法律実務基礎科目を受講することを可能とするカリキュラム編成を行った。民事訴訟及び刑事訴訟の「実務の基礎」では、派遣裁判官及び派遣検察官が授業を担当し、模擬法律相談の事例や法務総合研究所作成の法科大学院用教材を利用して、法律基本科目で学んだ法やその理論が、実務の具体的な場面でどのように展開されるのかを学ぶこととした。また、実際に市民から寄せられる法律相談を受ける「ローヤリング・クリニック」では、法理論を具体的紛争解決に当てはめ、相談者に理解してもらえるように説得する経験もさせた。③実務家教員の充実と連携：本研究科は、実務家教員の充実をその特色としており、本研究科の専任教員のうち約3分の1が実

務家教員であり、研究者教員でも弁護士登録をしている者が2名いた。本研究科は、行政法、民事法、刑事法のそれぞれに実務家教員を配し、各自の高い専門性を活かして、その見識と実務経験とを学生に教授してきた。このような研究者教員と実務家教員との連携により、法律基本科目と実務基礎科目での学びを有機的に関連づける学修を支えてきた。

今後の法学部教育においても、法理論を学ぶだけでなく、その理論が法律実務においてどのように活かされているのか、という視点を伴った授業展開を工夫することは、法律実務家や法学研究科への進学を希望する学生だけでなく、全ての学生に法律を学ぶことの意義、面白さを伝えることにつながるのではないか。

(2) 「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」への対応

文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の調査研究班からの依頼に基づいて、法科大学院協会は、法科大学院における「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を作成し、公表した。

また、平成二十二年九月十六日の文部科学省法科大学院特別委員会において、中央教育審議会法科大学院特別委員会第2WGの策定した「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」が了承され、各法科大学院において、「共通的な到達目標」を踏まえ、それぞれの到達目標を設定することが必要である等とする提言がなされた。

これを受けて、本研究科においても、各分野で「共通的な到達目標」をたたき台として、本研究科の科目への具体的なあてはめに向けた検討を行った。

法科大学院協会の作成した「共通的な到達目標」は、全般的に各分野の教示すべき項目を網羅的に列挙するものにとどまり、その全てを法科大学院の授業で扱うことは不可能であり、また、それが求められているものでもなかった。本研究科の科目へのあてはめにおいては、「共通的な到達目標」をベースとしつつ、授業で扱うべき部分と学生の自学自修に委ねるべ

き部分を明確にするとともに、本研究科のどの授業が共通的到達目標のどの部分を扱うのかを明確にすることで、学生の学修目標、成果の実感に資するものとすることを主たる目的とした。

その成果は、平成二十三年三月刊行の「神山法曹雑誌」第二号において、「本学におけるコア・カリキュラムへの取り組み」と題して公表するとともに、学生には授業計画などを通じて周知した。

法学部の法教育においては、学生の進路希望は多様であるから、学生の共通的到達目標を設定することは困難であろうと思われる。しかし、同一科目を複数の教員が複数クラスで実施する場合のシラバス作成や教示する内容の最低限の共通化等にも共通的到達目標を参考にすることは有用であろう。

(3) 授業評価アンケートの実施

法科大学院の認証評価においても、教育内容および教育方法に対する学生からの評価を適切に把握し、授業改善につなげていることが重要な評価項目とされる。

本研究科においては、教育内容および教育方法に対する学生からの評価を把握するために、FD委員会が所管する「授業評価アンケート」を実施している。

その内容としては、当該授業の良かった点や改善を求める点についての自由記述とともに、「1. 自分自身の授業への取り組みについて」、「2. 授業の環境について」、「3. 授業形式・内容について」、「4. 授業の進め方について」、「5. 総合評価」の項目を立て、さらに各項目において質問項目を分類し、それぞれ多段階での評価を求める形式である。

アンケートの方法については、無記名とし、学期ごとに2回実施し、授業時にアンケート用紙を配布し、学生に回収させ、授業終了後に本研究科事務室に提出させることとし、アンケート用紙を配布してからは、教員が手を触れないようにすることで、学生が率直に意見を開陳できるよう配慮している。

実施時期は、各学期の第6～7週目を第1期とし、第13～14週目を第2期として、原則として、すべての開講科目について実施している。

毎学期2回のアンケート調査を実施する理由は、第1期のアンケートによって得られた学生の意見に基づいて、当該学期中にどれだけ授業改善の取り組みがなされたかを第2期のアンケートで確認することができるようにするためである。その趣旨を明確にするため、平成二十四（二〇一二）年度春学期から第2期のアンケート項目を改定し、第1期のアンケート後に授業の改善が感じられたかを評価する項目を設けた。

回収されたアンケートは、法務研究科事務室で集計し、匿名の形で各授業担当教員に送付される。教員は、多段階評価および自由記述に対してフィードバックを文書で行うものとし、事務室で集計した後、学生へはTKC教育研究支援システム（TKCが提供する法科大学院向けのポータルサイトであり、シラバスをはじめ各回の授業計画、予習・復習指示、課題や参考資料の提示を行える他、大学生活や授業に関するお知らせの掲示、法律・判例文献データベース等へのアクセスも可能である）上で公開し、研究科会議でも回覧した。

（4）学生の学修状況に関する意見交換会の実施

2012年度秋学期より、FD委員会が中心となり、学期中及び学期終了後に、学生の学修状況に関する意見交換会を実施してきた。これは、個々の学生の学修状況や到達度などを授業担当の教員等から報告し合い、情報を共有することで、授業改善への示唆を得ることを目的とする研究科全体としてのFD活動と位置付けて実施した活動である。

在学生数の少ない法科大学院であるからこそ学生一人一人の情報共有が可能であったといえる。

現在の学部生の学修状況に関しては、「学びのポートフォリオ」というシステムにより、各教員が利用登録をした上で、学生の履修状況や単位の取得状況等詳細な情報を閲覧することが可能ではあるが、このような情報を活用して、科目の枠を超えて全体的な学生の学修状況に関する情報を学

部全体で共有する取り組みができれば、今後の法学部における教育改善に役立つものと思われる。

(5) 授業相互参観

本研究科においては、授業参観は常時自由に行われるべきものとして各教員に周知してきた。授業参観終了後には、時間の許す範囲で直接、授業を実施した担当者と参観者との間で意見交換を行うよう依頼し、少なくとも参観後に統一の書式（授業参観報告シート）に感想・意見を記載し、本研究科事務室に提出するよう義務付けていた。授業の担当教員には、事務室を通じて参観者からの意見・感想がフィードバックされた。

2011年度秋学期からは、第1回目の授業評価アンケートの結果をFD委員会で分析し、評価の高かった科目を参観推奨科目として指定し、特に参観を推奨する曜日と時限をアナウンスした。多数の教員が同じ授業を参観することで、より活発な意見交換ができるようになった。

本研究科事務室に集約された授業参観報告シートは、FD委員会で随時回覧し、実施状況と研究科全体のFDに有益な情報の把握に努めてきた。

(6) 外部研修への参加および他の法科大学院との合同FD

本研究科教員は、法科大学院協会や日弁連、法科大学院要件事実教育研究所、大阪弁護士会、私立大学情報教育協会、PSIMコンソーシアム等主催のシンポジウムや研修会等に参加した。

また、2012年度より、北海学園大学、新潟大学との合同FD会議に参加している。合同FD会議では、司法試験問題の分析や、相互の授業参観等を通じて授業改善を図ってきた。2012年11月には、本学において開催し、民法演習の模擬授業参観等を行った。2013年6月にも本学において開催し、2013年司法試験問題の分析・検討等の状況に関する意見交換や、中間的取りまとめに対する各校の対応状況等に関する情報交換を行った。2013年10月および2014年6月には北海学園大学において開催され、本学の草鹿教授による民事手続法の模擬授業を行った。

学内でのFDだけでなく、同様の課題を抱える他の大学との共同のFDの実施は、学部においても有益であると思われる。

(7) 教員による個人面談

本研究科においては、2006年度から、教員による個別面談を継続して実施してきた。これは、全学年の学生を対象に、各教員が学期毎に2～3名程度の学生と個別に面談する制度である。面談の折には、教育内容や教育方法の問題が俎上にはぼるので、この制度は、学生に対する教育を補完すると同時に、教員の教育内容や教育方法の改善にもつながった。

面談の記録は、各教員がその都度作成して本研究科事務室に集約した後、FD委員会を通じて課題を抽出し、必要に応じて各委員会・各担当教員に対応を促すこととしている。

(8) 各教員または分野別のFD

法科大学院における法学教育は、法科大学院制度の理念に基づきつつ、修了者を司法試験合格レベルまで導くことが要求された。高い倫理観と社会的弱者に寄り添い、社会生活上の医師として貢献できる人格を備えた法曹養成、幅広いバックグラウンドを持って、法曹となった後に何か一つの得意分野が持てるように多様な展開科目を提供し、履修させることが求められた。必ずしも司法試験制度の改革が理念通りに進まない中で、法科大学院の授業のあり方について、各教員あるいは分野別での授業改善の試みを続けてきた。

2009年11月に創刊した「神山法曹雑誌」の第1号には、当時の専任教員全員が「私の授業改善」として、担当する科目における課題を分析し、どのように改善に取り組んでいるか等をまとめた特集を掲載した。また、2012年3月刊行の第3号では、分野別のFD活動や科目間の連携について「FD活動報告」として取りまとめた。

6. 研究活動および学会大会と講演会等

(1) 教員の研究

教員の研究成果は、主として法学部と共同で組織する法学会が刊行する『産大法学』において発表してきた。

なお、平成二十五年に岡本昌子教授がカナダのトロント大学において、在外研究をおこなった。

(2) 学会大会と講演会・シンポジウム等

学会大会

平成二十五年十月十二～十三日 「日本私法学会」開催

日本私法学会のホスト校として、法学部と法務研究科が共同で開催した。

講演会・シンポジウム等

本研究科においては、学生の社会、法律実務への関心を高め学修意欲の向上を図るとともに、広く社会貢献の一貫として、開設以来、以下の通り、さまざまな講演会やシンポジウムを開催してきた。

- ・平成十七年三月十一日 消費者問題シンポジウム「アパート・マンションの賃貸借契約をめぐる消費者紛争勧誘から約款、解決方法まで」（講師：京都市市民生活センター松本久美子相談員、長野浩三弁護士、野々山宏弁護士）
- ・平成十七年三月十二日 講演会「検察官の仕事」（講師：遠藤太嘉男検事正）、「法科大学院における効果的な学び方」（講師：加藤新太郎判事）
- ・平成十八年三月九日 消費者問題シンポジウム「環境・まちづくり・マンション問題の現状と課題—— 弁護士としてどのような取組ができるか」（講師：飯田昭弁護士（立命館大学法学部非常勤講師））

「環境の問題が広い意味での消費者問題ある」との観点から、京都市の実際の開発と住環境の問題とを分かりやすく説明していただいた。また、日弁連で調査されたフランスとイタリアの事例から、住民と専門家がこの

問題に果たすべき役割についても示唆的なお話しをしていただいた。参加者は三十三名。法科大学院以外の一般の方も十五名参加。

- ・平成十九年二月九日 特別講演会「ヨーロッパにおける犯罪被害者支援の現状と課題」(講師：ヘレン・リーブス氏(ヨーロッパ・カウンシル犯罪・テロリズム被害者支援協議会会長、世界被害者学会副理事長))
- ・平成十九年三月十六日 ローヤリング・クリニック講演会「少年事件と修復的司法」(講師：井垣康弘弁護士(元神戸家裁判事))
- ・平成十九年十二月十二日 秋期講演会「中国刑法における重要問題」(講師：黎宏教授(中国・清華大学法学院))
- ・平成二十年四月二日 講演会「フランスにおける犯罪件数の推移と警察対応の分析について」(講師：S. ロシェ教授(フランス・グルノーブル大学教授、国立科学研究所研究長))
- ・平成二十年十二月三日 秋期特別講演会「法曹という職業の現在と未来」(講師：江森史麻子弁護士)
- ・平成二十一年二月十六日 特別講演会「裁判官の仕事と生活」(講師：松村雅司京都学園大学法学部教授(元裁判官))
- ・平成二十一年六月二十四日 特別講演会 医事法関連シリーズ「動物インフルエンザから人インフルエンザへ」(講師：大槻公一教授(本学鳥インフルエンザ研究センター長))
- ・平成二十一年七月八日 特別講演会 医事法関連シリーズ「医療過誤——実務と理論の交錯」(講師：四宮章夫教授(本研究科教授・弁護士))
- ・平成二十一年八月六日 日中消費者法国際シンポジウム「中国の食品安全法と私たちの食の安全」(講師：趙莉副教授・律師(南京師範大学法学院))
- ・平成二十一年十二月九日 特別講演会「給付的作用と人権論」(講師：中林暁生准教授(東北大学大学院法学研究科))
- ・平成二十二年一月十三日 特別講演会「法科大学院で学ぶということ

と」(講師：千葉恵美子教授(名古屋大学法科大学院))

- ・平成二十二年三月十九日 特別講義「消費者法はビジネス法か」(講師：北川善太郎教授(本研究科客員教授・京都大学名誉教授))
- ・平成二十二年六月三〇日 シンポジウム「司法修習生の給費制維持を考える」

本研究科と京都弁護士会司法修習生給費制維持緊急対策本部との共催で開催。本学院生・教員をはじめ五十二名が参加。

平成二十二年から司法修習期間の給費制が廃止され、一年間の司法修習を無給で行わなければならなくなった。給費制維持を求める声も高まり、本研究科は、給費制が廃止される状況を考慮して、社会から負託された法曹養成の責任を果たすため、司法修習に向かう修了生に対して修習に集中できるように司法修習生となる本学の修了生に対して、修習開始までに二〇〇万円を給付する制度を設けた。さらに、給費制維持を重要視し、京都弁護士会と共催で本シンポジウムを開催した。

藤岡一郎研究科長、佐渡春樹弁護士(京都弁護士会対策本部長代行)による開会の挨拶に続き、佐野就平弁護士(対策本部事務局長)が経過説明として「司法修習生に対する貸与制の導入と弁護士会の対応」について報告した。

つづいて、本学の渥美東洋教授が「刑事弁護における弁護士の役割」と題した基調講演を行った。弁護士という役割の社会における重要性和高い公共性を示すとともに、弁護士を養成することは社会の責任であるとして給費制維持の必要性を示された。(資料：神山法曹雑誌第三号)

- ・平成二十二年十一月五日 特別講演会「ロースクールにおけるリーガルクリニックの意義」(講師：Prof. Leo M. Romero ニューメキシコ州立大学教授)

平成二十二年に本研究科は、PSIM コンソーシアムに加盟し、各種会合、セミナーに参加するとともに、セミナーのために来日されたゲストを招聘し、講演会を開催した。この特別講演会では、講師としてニューメキシコ州立大学教授で NITA 副理事長の Leo. M. Romero 先生をお招きし、

ニューメキシコ大学における法教育の歴史や実務教育についてお話いただいた。(資料：神山法曹雑誌第二号)

- ・平成二十三年九月十六日 特別講義「ビジネス法としての民法」(講師：北川善太郎(本研究科客員教授・京都大学名誉教授))
- ・平成二十四年六月十七日 PSIM コンソーシアム第十三回法実務技能教育支援セミナー開催

本研究科も加盟している PSIM コンソーシアムの第十三回法実務技能教育支援セミナーを本学において開催した。(資料：神山法曹雑誌第四号)

- ・平成二十四年七月十一日 特別講演会「福島は今」(講師：福島県いわき市浜通り法律事務所渡辺淑彦弁護士・松本三加弁護士)

本学神山ホール大ホールにて、福島県いわき市浜通り法律事務所所属の渡辺淑彦弁護士と松本三加弁護士を講師に招き、特別講演会「福島は今」を開催し、学内外から多数の方に参加していただいた。(資料：神山法曹雑誌第四号)

- ・平成二十五年六月二十九日 特別講演会「憲法ガールの著者司法試験を語る」(講師：大島義則弁護士)
- ・平成二十六年一月十一日 村田博史教授御退職記念講演会「民法をさまよって」

本研究科初代研究科長を務められた村田博史教授が定年退職されることを記念して、これまでの研究者としての歩みを振り返られるとともに、これからも研究を継続される決意についてお話しされ、ゼミの卒業生など多数が聴講した。

- ・平成二十六年四月二十六日 シンポジウム「企業内弁護士のリアル」

日本組織内弁護士協会(JILA)主催による、企業などの組織で働く「企業内弁護士」の現状について、さまざまな経歴を経て現在企業で働く若手企業内弁護士(インハウス)のリアルな声を通して紹介するシンポジウムを京都産業大学法科大学院・立命館大学法科大学院・龍谷大学法科大学院・同志社大学法科大学院・大阪弁護士会弁護士業務改革委員会と協力して開催。

- ・平成二十六年六月二十八日 法科大学院制度発足十周年記念シンポジウム「法曹と法学教育の未来」(於 キャンパスプラザ京都)

法科大学院制度発足十周年を記念し、京都にある3つの私立大学(本学、立命館大学、龍谷大学)の法科大学院が協力してこれまでの法科大学院、そしてこれからの法科大学院を考えるシンポジウムを開催した。本学の修了生からは、奄美大島で活躍中の鈴木穂人弁護士がパネリストとして参加した。

- ・平成二十六年八月十七日 特別講演会「行政法ガールの著者司法試験を語る」(講師：大島義則弁護士)
- ・平成二十六年十一月八日 藤岡一郎名誉教授御退職記念講演会(むすびわざ館ホールにて)

本研究科教授で第二代研究科長および学長を務められた藤岡一郎名誉教授の御退職を記念し、京都産業大学法学会と藤岡ゼミOB・OG会との共催により開催された。

- ・平成二十六年十一月二十六日 法学会秋季講演会「トロント大学への研究留学を経て」(講師：岡本昌子教授)

7. 修了生の状況、特色ある進路など

(1) 本研究科修了生の状況

本研究科の平成二十九年度修了生までの状況は、次の通りである。

修了年度	学期	修了生人数
平成十七年度	秋学期	二名
平成十八年度	秋学期	四十七名
平成十九年度	春学期	二名
	秋学期	二十九名
平成二十年度	春学期	二名
	秋学期	四十六名
平成二十一年度	春学期	八名
	秋学期	三十二名

平成二十二年度	春学期	十一名
	秋学期	二十九名
平成二十三年度	春学期	四名
	秋学期	十一名
平成二十四年度	春学期	〇名
	秋学期	九名
平成二十五年度	春学期	二名
	秋学期	五名
平成二十六年度	春学期	〇名
	秋学期	六名
平成二十七年度	春学期	三名
	秋学期	三名
平成二十八年度	春学期	二名
	秋学期	八名
平成二十九年度	春学期	〇名
	秋学期	一名
総計		二六二名

(2) 司法試験合格者の状況

下記の通り、本研究科修了生のうち、司法試験合格者数は、平成三十年
度までで、三十六名である。

平成十八年度	合格者〇名
平成十九年度	合格者七名
平成二十年度	合格者四名
平成二十一年度	合格者一名
平成二十二年度	合格者四名
平成二十三年度	合格者三名
平成二十四年度	合格者三名
平成二十五年度	合格者二名
平成二十六年度	合格者三名
平成二十七年	合格者二名
平成二十八年度	合格者〇名
平成二十九年度	合格者三名
平成三十年度	合格者四名

(3) 特色ある進路

本研究科修了生のうち、司法試験に合格した者のほとんどは、弁護士と

して活躍している。その中には、公設事務所に勤務後に、奄美大島や佐渡島など司法過疎地域で弁護士として地域の人々からの信頼を得ている者や、薬害被害の救済に積極的な役割を果たしている者など、法科大学院制度創設の目的である司法制度改革の理念をまさに体现してくれている者も少なくない。

また、司法試験に合格しなかった者も、一般企業の法務部門や地方公務員、地方議会議員など、さまざまな分野で法科大学院の課程を通じて習得したマインドとスキルを活かして活躍している。

8. 将来の展望

法曹養成における法科大学院制度を取り巻く環境は、法科大学院制度のスタート時から大きく変化しており、本研究科に限らず、全国的に法科大学院への志願者は減少し続けている。さらに、平成二十三年の司法試験予備試験の実施もあり、志願者の回復の目途は立っていない。二十校を超える法科大学院が既に募集停止を公表し、多くの法科大学院が入学定員を削減するなど、法科大学院制度自体の根幹が揺らぎつつある。

本研究科は、前述の通りカリキュラムや教育内容の改善の努力を続けており、その成果も見え始めたところであるが、司法試験の合格率という結果からは、文部科学省による補助金基礎額算定において最低ランクに分類されることを回避できなかったことも事実である。

このような状況をふまえ、京都産業大学は、今後、このまま法科大学院を維持しつつ、改革を進めても志願者や入学者などの将来の見通しの確保ができないとの判断に至り、創立五十周年を迎える平成二十七年度を前に、法科大学院の平成二十八年度以降の入学者募集を停止することを平成二十七年二月二十七日の理事会で決定し、同年三月二日に発表した。

もっとも、本研究科は、平成二十七年度の入学者予定者を含む全ての在学学生が修了するまでは、法科大学院としての設置基準を満たすだけでなく、現在の充実した教育・指導体制を堅持するとともに、より一層の教育・指

導の質の向上を担保し、法曹養成に向けて、全力をあげてその責任を果たすことを研究科教員一同改めて決意している。

さらに、法務研究科の平成二十八年度以降の学生募集停止に向けた検討が開始されると同時に、平成二十六年十二月十七日には、本研究科と法学部（法学研究科）が連携し、本学の法学教育のあり方を刷新するための検討を行う「新法学教育構想検討委員会」が設置された。この委員会における議論をふまえて、今後も本学における法学教育の方向性について法学部・法学研究科と法務研究科の間で協議を進める。

今後は、法科大学院としてではなくなるが、法科大学院を開設した当初の真に市民の立場で活動できる社会に貢献できる品格ある法曹の養成という理念を忘れず、新しい体制を通じて、その使命を果たしていきたい。

参考資料一覧

1. 京都新聞平成十五年四月二十七日朝刊二十四面
2. 京都産業大学大学院法務研究科自己点検・評価報告書（平成20年度～平成27年度）
<http://www.kyoto-su.ac.jp/graduate/pro/lawschool/report/index.html>
3. 京都産業大学大学院法務研究科入学者募集パンフレットおよび募集要項
4. 京都産業大学大学院法務研究科履修要項
5. 神山法曹雑誌第1号（2009年）～第6号（2015年）
6. 京都産業大学大学院法務研究科 研究科会議および各種委員会議事録

謝辞

本稿の執筆にあたり、法務研究科教員、法務研究科事務室職員の皆様には、多大なご協力を賜った。また、法学部の溝部英章教授には、とりわけ法務研究科開設前史に関する詳細な資料をご提供いただいた。

本稿は、京都産業大学の創立五十周年を記念する五十年史の部局史として執筆した原稿をベースとしている。末尾ながら、法務研究科が取り組んできた法学教育改善の積み重ねについて加筆した上で「産大法学」に公表することを勧めてくださった法学部長の植村和秀教授、本稿の公表を快くご承諾いただいた京都産業大学五十年史編集委員会委員長の柴孝夫教授、大学史編纂室長の黒坂光教授をはじめとする編纂室の皆様、上にお名前を挙げるができなかった方々も含めて、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

なお、本稿の文責がひとえに筆者自身にあることはいふまでもない。